

## 居宅介護支援(介護予防支援)重要事項説明書

指定居宅介護支援サービスのご利用者様(以下、「利用者」と表記させていただきます。)が、当居宅介護支援事業を利用する上で必要な重要事項を次のとおり説明致します。

### 1. 事業者について

事業者名称	武雄杵島地区医師会 指定居宅介護支援事業所
事業所所在地	佐賀県武雄市武雄町大字昭和 300 番地
法人の種別	一般社団法人
事業所代表者氏名	一般社団法人武雄杵島地区医師会 会長 太田光博
連絡先	(代表)0954-22-3344 (直通)0954-26-8296 (FAX)0954-26-8312

### 2. 当事業所で併せて実施する事業

事業所名称	佐賀県知事の事業所指定番号(指定年月日)
訪問看護 (介護予防訪問看護)	(指定番号) 佐賀県 0690014 号 (指定年月日) 平成 8 年 6 月 24 日
居宅介護支援 (居宅介護予防支援)	(指定番号) 佐賀県 4160690014 号 (指定年月日) 平成 11 年 9 月 30 日
事業所(通常時) 実施区域	武雄市、大町町、江北町、白石町、嬉野市

### 3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、その療養生活を支援します。
運営の方針	①介護保険法その他関係法令を遵守します。 ②利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づく適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的且つ、効率的に提供されるよう配慮します。 ③利用者の意思、人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 ④居宅介護支援(介護予防支援)サービスを提供するにあたり、市町村等保険者(以下、「保険者」といいます。)、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 ⑤障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進する為、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

### 4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日まで (但し、国民の祝日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前 9時00分～午後 5時00分まで

## 5. 事業所の職員体制

管理者 松尾 紀代美

職 種	保有資格	常 勤	非常勤	合 計	業務内容
主 任 介護支援専門員	看護師	1		1	業務管理、ケアプラン作成 等
介護支援専門員	看護師	1		1	ケアプラン作成 等

## 6. 利用料及びその他の費用

利 用 料 金	要介護又は、要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日所轄の市町村窓口へ提出すると全額払い戻しを受けられます。
そ の 他 の 費 用	通常事業実施区域への居宅訪問の場合、交通費はいただきません。但し、通常事業実施区域以外の地域へ居宅訪問を行う場合には、1 回の訪問につき100 円を徴収します。

## 7. 加算料金について

以下の要件を満たす場合、毎月の居宅介護支援費に以下の加算がつきます。

入院時情報連携加算	利用者が病院又は、診療所へ入院し、当該病院又は、診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合に加算されます。
退院・退所加算	退院又は、退所にあたって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求め、その他の連携を行った場合に加算されます。
初 回 加 算	新規に居宅サービス計画を策定した又は、要介護区分2段階以上の変更の認定を受けた場合に加算されます。

※以上の加算に対し、利用者の自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により給付金が直接事業者を支払われない場合、居宅介護支援費と同様の手続きが必要となります。

## 8. ケアサービスの提供方法及び内容

### (1) サービスの内容について

計 画 の 作 成	指定居宅介護支援の提供を開始する際は、あらかじめ居宅サービス計画を利用者の希望に沿って作成します。
問い合わせ又は 利用申込方法	指定居宅介護支援サービスに関する問い合わせ及び、利用申込は電話、文書、事業所への来所により受け付けます。
提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否はしません。
サービス提供困難 時 の 対 応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介又は、その他の必要な措置を講じる場合があります。

受給資格の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証(資格者証を含む)、負担割合証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。
要介護認定申請に係る援助	指定居宅介護支援を提供する際は、要介護認定等の申請が既に行われているか確認し、申請していない場合は、利用申込書の意味を踏まえて要介護認定の申請援助を行います。
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は、利用者及びその家族から身分を証する書類を求められた際は、これを提示します。
公正中立なケアマネジメントの確保	利用者及びその家族にケアプランに位置づける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることが可能です。また当該事業者をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。
その他の事項	居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前6ヶ月間に作成したケアプラン総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前6ヶ月に作成したケアプランに記載された訪問介護の回数のうち同一のサービス事業者によって提供された割合を別途資料にて説明します。

## (2) 介護支援専門員の禁止行為について

介護支援専門員は、サービスの提供にあたって、以下の行為は行いません。

- ① 利用者及びその家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ② 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 利用者及びその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
- ⑤ 利用者の行動を制限する行為

## 9. 主治医及び医療機関との連絡

利用者の主治医及び医療機関との間において、疾患に対する対応を円滑に行う為、必要に応じ利用者の状況、疾患に対する情報の共有を図ります。その為、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者及びその家族から介護支援専門員の氏名、連絡先を病院又は、診療所に伝えるように求めます。

## 10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松尾 紀代美
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11. 身体的拘束等の適正化について

- (1) 事業者は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 12. ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者または家族が事業所の職員に対して、暴力・暴言・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

## 13. 感染症における予防対応について(新型コロナウイルス等も含む)

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定居宅介護支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 職員は毎日の体調管理に努め、出勤直後も検温を行い異常がないか確認後業務を行います。
- (4) 業務中のマスクの着用、手洗い、消毒等の感染対策を実施します。

## 14. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者又は、その家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び、事業者の使用する者(以下、「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する業務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>③ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び、従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</li></ol>
(2) 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li><li>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正</li></ol>

	等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---

## 15. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた、またはその他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<b>【家族等緊急連絡先】</b>	〈氏名〉 <span style="float: right;">〈続柄〉</span> 〈住所〉 〈電話番号〉
<b>【主治医及び医療機関】</b>	〈医療機関名〉 〈主治医氏名〉 〈電話番号〉

## 16. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

<b>【市町村介護保険相談窓口】</b>	<b>武雄市役所健康増進課 地域包括支援センター</b> ※但し、武雄市以外ではそれぞれの地域包括支援センターへご相談下さい。 〈利用時間〉 平日 午前 8時30分 ~ 午後 5時00分 〈電話番号〉 0954-23-9135
----------------------	--

## 17. サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ② 事業者は苦情を受付後、速やかに苦情に係る事実の確認を行い、その結果に基づき必要な改善策を検討・立案し、利用者及びその家族に説明するとともに改善策を実施する。その後も適宜、改善策の実施状況を点検し、再発防止に努めます。

### (2) 苦情申立の窓口

<b>【当事業者の相談窓口】</b>	<b>一般社団法人 武雄杵島地区医師会</b> 〈担当者〉 山口 聡子 〈利用時間〉 平日 午前 8時30分 ~ 午後 5時15分 〈電話番号〉 0954-22-3344 〈面接〉 相談室
<b>【市町村介護保険の相談窓口】</b>	<b>武雄市 地域包括支援センター</b> ※但し、武雄市以外ではそれぞれの地域包括支援センターへご相談下さい。 〈利用時間〉 平日 午前 8時30分 ~ 午後 5時00分 〈電話番号〉 0954-23-9135

	<p>杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所</p> <p>〈住所〉 鹿島市大字中村917番地2号</p> <p>〈利用時間〉 平日 午前 8時30分 ～ 午後 5時00分</p> <p>〈電話番号〉 0954-69-8222</p> <p>〈FAX〉 0954-69-8220</p>
【公的団体の相談窓口】	<p>佐賀県国民健康保険団体連合会</p> <p>〈担当課〉 情報・介護課(介護苦情処理)</p> <p>〈住所〉 佐賀市呉服元町7番28号</p> <p>〈利用時間〉 平日 午前 8時30分 ～ 午後 5時00分</p> <p>〈電話番号〉 0952-26-1477</p> <p>〈FAX〉 0952-26-6123</p>

## 18. サービスの中断・中止について

- (1) 利用者又は、家族からの行為によって介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を受けることによって、本来の居宅訪問が遂行できなくなった場合には利用を中断し、相談の上契約の解除をお願いすることがあります。
- (2) 利用者又は家族の居室におけるペット等の管理については、本来の居宅訪問が遂行できない状況が生じた場合、ご利用を中断することとなり居宅訪問の継続が困難となる場合がありますので、ご承知下さい。

## 19. 第三者評価について

当事業所において第三者評価は行っておりません。

私は、本書面に基ついて当事業所職員(介護支援専門員)から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和            年            月            日

【利用者氏名】

印

---

【家族又は代理人氏名】

印

---